

吸収分割公告

平成 24 年 11 月 7 日

株主及び債権者各位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 3 号
楽天銀行株式会社
代表取締役社長 永田 俊一

当行（甲）は、吸収分割により楽天証券株式会社（乙：東京都品川区東品川四丁目 12 番 3 号）に対し、甲が金融商品取引法第 33 条第 2 項第 2 号に基づき営む国内投資信託の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成 25 年 1 月 1 日を予定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

<http://www.rakuten-bank.co.jp/>

（乙）

http://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/disclosure/public_announcement/

以上